

熊本県公報

第 1 1 0 4 0 号
平成 15 年 10 月 15 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 1
- "……………(") 1
- "……………(") 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全青少年課) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 2
- "……………(") 2
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(") 2
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(身体障害福祉課) 3
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 3
- 児童福祉法に基づく事業者の指定……………(") 3
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 3
- 字の区域の変更……………(市町村総室) 4
- "……………(") 4
- "……………(") 4
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(") 5
- "……………(") 5

公 告

- 県立劇場の改修工事に伴う休館……………(文化企画課) 5
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分……………(監理課) 5
- "……………(") 6
- 土地改良区役員の退任……………(農村計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 6

登 載 依 頼

- 環境影響評価審査会の会議の開催……………(熊本県環境影響評価審査会) 7
- 海面利用協議会の開催……………(熊本県海面利用協議会) 7

告 示

熊本県告示第 1003 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス陽向 日奈久事業所 八代市日奈久大坪町 3655 番地	有限会社アニス	平成 15 年 9 月 26 日

熊本県告示第 1004 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 10 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション キャッスル八代 八代市本町三丁目 3 番 41 号	社会福祉法人 八代愛育会	平成 15 年 10 月 1 日